

## 中核的労働要求事項方針声明

株式会社ニシハラ印刷は、国際労働機関の労働における基本的原則および権利に関する宣言について、以下の方針により実現させます。

1. 児童労働の禁止と若年労働者への配慮  
法令の定める雇用最低年齢に満たない児童の就労はさせません。  
また、18歳未満の従業員に夜勤や残業など健康が損なわれる可能性のある業務には従事させません。
2. 強制労働の禁止  
あらゆる就業形態においても、不当な労働を強制しません。
3. 雇用及び職業における差別の撤廃  
基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・宗教・疾病などによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど人権を無視する行為をしません。
4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重  
結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2023年6月1日

株式会社 ニシハラ印刷  
代表取締役 西原 彰作